

「茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改訂について

(1) 改訂理由

平成29年4月に本市が保健所政令市へ移行したことから、平成26年度に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて策定した「茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」）」について、保健所政令市が担うべき対策（寒川町域含む）、特に「サーベイランス」及び「医療体制」等を新たに記載するため、改訂するものです。

(2) 手法

所内会議、防災対策課との協議、作成した素案について三師会、寒川町、県健康危機管理課、庁内各課へ照会等を行い、意見を反映させとりまとめた素案について、パブリックコメントの実施及び市民・町民向けの説明会を実施し、改訂を行うこととします。

(3) スケジュール

- | | |
|--------|------------------------|
| 12月7日 | パブリックコメント（平成30年1月8日まで） |
| 12月26日 | 市民及び町民向け説明会 |
| 2月下旬 | 改訂の決定・公表 |